

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	佐用町

佐用町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林振興課農林土木整備室
所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1
電話番号 0790-82-0667
FAX番号 0790-82-0017
メールアドレス norinshinko@town.sayo.lg.jp

佐用町鳥獣被害防止計画 目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1) 被害の現状（平成28年度）	1
(2) 被害の傾向	1
(3) 被害の軽減目標	2
(4) 従来講じてきた被害防止対策	3
(5) 今後の取組方針	4
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	5
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	5
(2) その他捕獲に関する取組	5
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	6
(4) 許可権限委譲事項	7
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	8
(1) 侵入防止柵の整備計画	8
(2) その他被害防止に関する取組	8
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	9
(1) 関係機関等の役割	9
(2) 緊急時の連絡体制	9
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	10
7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項	10
8. 被害防止施策の実施体制に関する事項	10
(1) 被害防止対策協議会に関する事項	10
(2) 関係機関に関する事項	11
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	11
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	11
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	12

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、ツキノワグマ、アナグマ、タヌキ、イタチ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	佐用町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 28 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ニホンジカ	水稻・大豆・枝豆・ヒノキ等	3.2ha	1,938千円
イノシシ	水稻・大豆	2.1ha	1,287千円
ニホンザル	—	—	—
ヌートリア	—	—	—
アライグマ	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
アナグマ	—	—	—
タヌキ	—	—	—
イタチ	—	—	—

※鳥獣による農林業被害調査（平成 28 年度分）

ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、ツキノワグマ、アナグマ、タヌキ、イタチによる被害については、自家消費用の作物のため被害数値の記載はない。

(2) 被害の傾向

○ニホンジカ

ニホンジカによる被害は減少傾向にあるが、初夏から秋にかけて町内全域で発生しており、特に、水稻への被害が大である。

造林木への角のこすり被害、皮剥ぎ被害や道路への出没による交通事故も発生している。

○イノシシ

イノシシによる被害は減少傾向にあるが、春先の筍の掘り起こしに始まり、8月から10月にかけては水稻や野菜等への食害が大である。

農作物以外にも、ミミズ等の捕食による農地、農業用施設等の掘り起こし被害が町内全域で発生している。

○ニホンザル

ニホンザルによる被害は夏から秋にかけて北部の地域を中心に発生しており、野菜（サツモイモ、かぼちゃ等）、果樹（モモ、リンゴ）への被害が発生している。

○ヌートリア

ヌートリアによる被害は河川沿いの地域で夏から秋にかけて、水稻や野菜（かぼちゃ、スイカ）の被害が発生している。

○アライグマ

アライグマによる被害は現在のところ大きくはないが、近隣市町の被害状況から推測して、今後増大することが懸念される。

○ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害は柿、栗のほか、蜂の巣箱が報告されている。ドングリなどの凶作年における行動範囲の拡大により、人家近くへの出没による精神的被害や人身事故の発生が懸念される。

○アナグマ、タヌキ、イタチ

アナグマ、タヌキによる被害は大きくはないが町内一円で野菜類への被害が発生している。また、イタチについては、家屋への進入による建物への被害が発生している。

鳥獣被害の推移

鳥獣名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	ha	千円	ha	千円	ha	千円
ニホンジカ	5.0	4,493	4.7	2,686	3.2	1,938
イノシシ	3.3	2,979	3.1	1,793	2.1	1,287
ニホンザル	—	—	—	—	—	—
ヌートリア	—	—	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—	—	—
イタチ	—	—	—	—	—	—

※自家消費作物被害を計上していない。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）		目標値（平成32年度）	
	ha	千円	ha	千円
ニホンジカ	3.2	1,938	3.2	1,938
イノシシ	2.1	1,287	2.1	1,287
ニホンザル	—	—	—	—

ヌートリア	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
イタチ	—	—	—	—

※目標は現状値とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会のメンバーを中心とした捕獲体制を整備している。(11班のべ161名)</p> <p>捕獲鳥獣の処理については、猟友会に委託している。</p> <p>町鳥獣被害防止対策協議会で捕獲檻を購入して、集落・農会に貸し出して捕獲を推進している。(53基、50集落)</p>	<p>猟友会員の高齢化による、今後の捕獲活動の継続に支障が出る恐れがあるほか、銃刀法の改正による猟銃所持許可の更新手続きの負担が増加しており、銃猟免許所持者の減少の一因となっている。</p> <p>機動的な捕獲活動の担い手となる銃猟免許所持者の増加を図る必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成28年度までに設置した防護柵の延長は、約792kmとなる。</p> <p>防護柵は金網柵や電気柵等を地域の状況に応じて導入している。</p> <p>また、一部では捕獲檻を使用しており、ツキノワグマやニホンザルに対しては花火による追い払いを行っている。</p>	<p>防護柵の設置により、被害面積、金額ともに減少傾向であり、今後も、集落全体で取り組む施設の維持管理体制づくりが課題である。</p>
生息環境管理に関する取組	<p>人と野生動物との棲み分けにも有効な住民参画型森林整備(3団体)や森林・山村多面的機能発揮対策事業(12団体)により自発的に活動する地域住民を支援している。</p>	<p>獣害の多い全域に取組を広めて行く必要がある。</p>

① 捕獲実績 (有害・狩猟)

対象鳥獣	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	有害	狩猟	有害	狩猟	有害	狩猟
ニホンジカ	1,839頭	2,369頭	1,343頭	2,240頭	1,296頭	1,707頭
イノシシ	326頭	428頭	223頭	374頭	258頭	239頭

ニホンザル	15頭	—	—	—	—	—
ヌートリア	—	—	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—	—	—

※町内で捕獲された数値 ※イノシシの狩猟の数値は森林動物研究センター調べ。

② 防護柵設置状況

	～平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
町補助事業	735.057km	14,796m	23,771m	18,235m
県補助事業		—	—	—

(5) 今後の取組方針

今後は、より効果的な防護柵や捕獲檻の設置を推進するとともに、捕獲体制の充実を図る。また、地域住民に鳥獣の生態等を周知し、放任果樹や田畑での廃棄野菜の放置の危険性等の理解を深め、鳥獣被害の軽減を図る。

さらに、設置した防護柵や捕獲檻の効果をより発揮させるために、適切な維持管理の実施、設置場所の検討を行い、設置効果がなかった場合はその原因究明を行う。また、住民参画型森林整備や森林・山村多面的機能発揮対策事業に自発的に取り組む地域住民やボラティア等を支援し、木の枝打ちや下草刈り、パトロールを継続して行うことで、人と鳥獣との棲み分けを図る。

実施した鳥獣対策の効果を把握するために、鳥獣対策実施前後にアンケート調査や個体数調査を行う等のモニタリング調査に協力する。

○ニホンジカ・イノシシ

兵庫県第2種特定鳥獣管理計画（第2期ニホンジカ・第2期イノシシ）との整合を図りながら、年間を通じてできる限り捕獲活動を実施し個体数の調整を図る。また、自治会や農会と連携して防護柵の設置と捕獲檻による捕獲活動を引き続き実施する。

○ニホンザル

年間を通じての追い払い活動を基本として実施するが、兵庫県第2期ニホンザル管理計画との整合を図りながら、特定の箇所には引き続き出没を繰り返すことで被害を発生させる場合は、銃器及び捕獲檻による有害捕獲を実施する。

○ヌートリア

外来生物法に基づく防除実施計画により、地域住民と協力し捕獲檻による有害捕獲を実施する。

○アライグマ

外来生物法に基づく防除実施計画により、地域住民と協力し出没を確認したすべての個体について、捕獲檻による有害捕獲を実施する。

○ツキノワグマ

人里への出没による生活・精神被害については、迅速な情報伝達に基づいた注意喚起等により事故を未然に防止する。

また、追い払い活動を基本として実施するが、兵庫県ツキノワグマ管理計画との整合を図りながら、特定の箇所に出没を繰り返すことで被害を発生させるおそれがある場合は、捕獲檻による有害捕獲を実施する。

○アナグマ、タヌキ、イタチ

野菜類等へ被害を発生させる個体は捕獲檻で捕獲する。

○イタチ

家屋へ進入し被害を発生させる個体は捕獲檻で捕獲する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は猟友会へ依頼し、猟友会は各集落と連携し、狩猟免許所持者の増加を促進させ、捕獲体制の充実を図る。

また、被害防除に迅速に対応できるよう被害報告等の連絡体制を強化する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 30～32 年度	ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許所持者の増加を促進させるため、協議会が中心となり研修会等を開催する。 ・被害防止や捕獲等に関する地域リーダーの育成やワークショップ、パトロールを行う。 ・捕獲器材を被害発生集落へ貸し出し捕獲を推進する。 ・各種イベントに参加し、町民への普及啓発を推進する。
平成 30～32 年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払い及び捕獲檻を設置し、捕獲する。 ・餌付け群の活動状況や加害状況をモニタリングしながら、適切かつ効果的な捕獲を行う。
平成 30～32 年度	ヌートリア、 アライグマ	生息地域に捕獲檻を設置し、捕獲する。

平成 30～32 年度	ツキノワグマ	特定の箇所に引き続き出没を繰り返すことで被害を発生させるおそれがある場合は、捕獲檻による必要最小限の捕獲を実施する。
平成 30～32 年度	アナグマ、タヌキ、イタチ	被害を発生させる場合は捕獲檻を設置し捕獲する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度における対象鳥獣の捕獲実績は、ニホンジカ3,003頭、イノシシ497頭、ニホンザル、ツキノワグマ、ヌートリア及びアライグマ、はいずれも0頭である。 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、被害拡大を抑制するとともに適正な個体数管理を行うため、捕獲計画数を設定する。 ヌートリア、アライグマについては、可能な限り捕獲檻等で捕獲する。 ツキノワグマについては、兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害発生防除対策を講じた上で出没対応基準に基づいた有害捕獲・学習放獣等を実施し、町民の安全の確保と人とクマとの棲み分けを図る。 県の管理計画に基づいて実施する必要があるため、捕獲計画数は設定しない。 アナグマ、タヌキ、イタチについては、被害を発生させる個体を捕獲する。 	

対象鳥獣	捕獲計画数等			備考
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
ニホンジカ	3,600頭	3,600頭	3,600頭	過去3カ年の捕獲実績平均 3,598頭
イノシシ	740頭	740頭	740頭	過去3カ年の捕獲実績平均 616頭×1.2
ニホンザル	必要最小頭数			
ヌートリア	可能な限り捕獲			
アライグマ	可能な限り捕獲			
ツキノワグマ	必要最小頭数			

アナグマ	必要最小頭数	
タヌキ	必要最小頭数	
イタチ	必要最小頭数	

捕獲等の取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間を除き、適正人員による銃器と適正数の捕獲檻の設置による有害鳥獣の捕獲を佐用町全域で実施し、適正な個体数管理を行う。 ・ただし、鳥獣保護区と特定猟具使用禁止区域(銃器)については、区域自治会と協議し捕獲を実施する。 	
ニホンジカ イノシシ	捕獲手段 : 捕獲檻、銃器 捕獲実施予定時期 : 狩猟期間以外 捕獲予定場所 : 町内全域
ニホンザル ヌートリア アライグマ	捕獲手段 : 捕獲檻、銃器 捕獲実施予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 町内全域
ツキノワグマ	目撃や出没情報に応じて実施する。
アナグマ タヌキ イタチ	捕獲手段 : 捕獲檻、銃器 捕獲実施予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 町内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容
該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
佐用町全域	アナグマ、タヌキ、イタチ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
ニホンジカ ・ イノシシ	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m
	ワイヤーメッシュ柵 15,000m	ワイヤーメッシュ柵 15,000m	ワイヤーメッシュ柵 15,000m
	金網柵 1,000m	金網柵 1,000m	金網柵 1,000m

※電気柵:3~4段 ワイヤーメッシュ柵:H=1.0~2.0m 金網柵:H=1.8m を標準とする。

(2) その他被害防止に関する取組

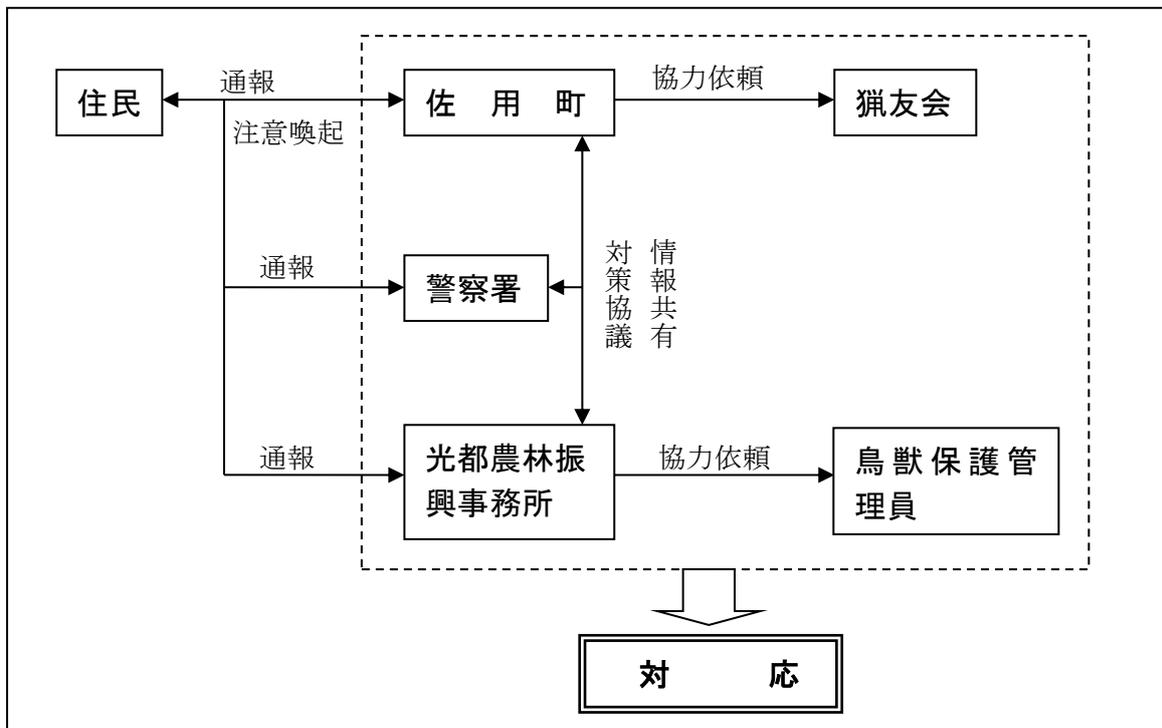
年度	対象鳥獣	取組内容
平成30 ~ 32年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ヌートリア アライグマ ツキノワグマ アナグマ タヌキ イタチ	<ul style="list-style-type: none"> ・光都農林振興事務所・森林動物研究センター等と連携し、地域住民への広報とPRにより、放任果樹の除去、田畑での廃棄野菜の除去等の対策を行う。 ・県民緑税を活用した災害に強い森づくり事業（野生動物共成林整備等）による緩衝帯の設置により、人と鳥獣との棲み分けを図る。 ・ニホンザルについては、特にサル公園管理者と調整しながら将来的な管理計画を検討していく。 ・ツキノワグマについては、地域住民に対して、被害防止対策知識の普及啓発を行う。 ・アナグマ、タヌキ、イタチについては、地域住民に対して、被害防止対策知識の普及啓発を行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐用町農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確保と追い払い活動 ・関係機関との連絡調整 ・地元住民との調整・周知・被害防止推進 ・捕獲許可証の交付、捕獲業務の指導、支援 ・被害防除技術や対策の普及、啓発
兵庫県佐用警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確保と追い払い活動
佐用郡猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲又は追い払い活動
兵庫県西播磨県民局 光都農林振興事務所 (森林動物指導員)	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲業務の指導、支援 ・被害防除技術や対策の普及、啓発 ・森林整備指導、生息地管理手法の検討・支援
兵庫県森林動物研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で効率的な捕獲技術や防除技術の普及、啓発

(2) 緊急時の連絡体制



※このフロー図に基づき、毎年度緊急連絡簿を作成する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

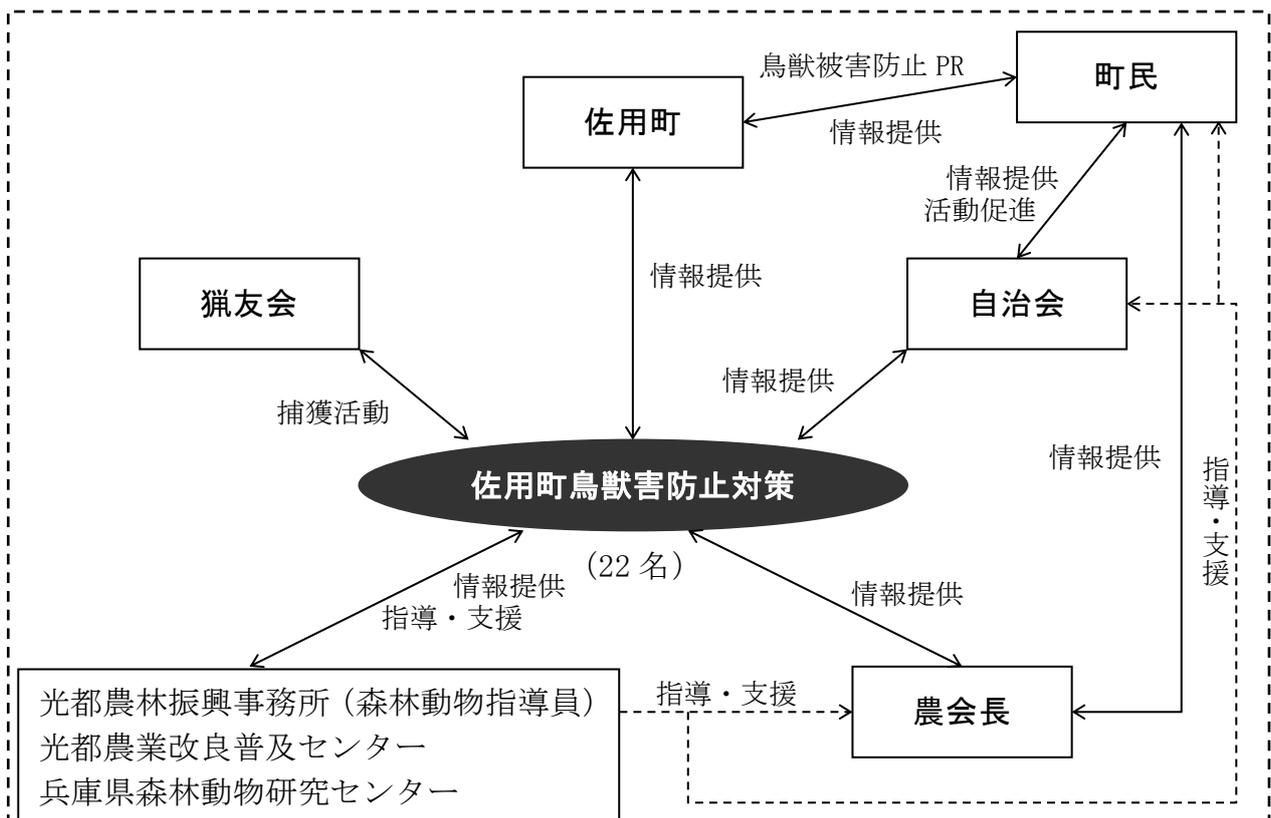
捕獲活動の実施主体である猟友会は、捕獲した鳥獣を鳥獣保護管理法に基づき適切に処分を行う。また、ツキノワグマについては、兵庫県第ツキノワグマ管理計画に基づき殺処分した個体については、兵庫県森林動物研究センターで学術研究の資料とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

現在、佐用町商工会青年部をはじめ、町内の団体が捕獲個体の肉を活用した特産品の開発・普及に取り組んでいるため、今後も利活用面への協力に努める。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項



被害防止対策協議会の名称	佐用町鳥獣害防止対策協議会 平成21年6月設置
構成機関の名称	役割
佐用町	町民からよせられた鳥獣害の情報等を猟友会に提供する等の支援を行うとともに、地域住民に対し放任果樹等の危険性をPRし、鳥獣被害の防止を図る対策を講じる。

佐用郡猟友会	捕獲活動を行うとともに、狩猟免許所持者の増加のために研修会等を開催する。
自治会	鳥獣被害の状況を把握し報告する。 佐用町や兵庫県森林動物研究センター等が発信する鳥獣に関する情報を関係する住民に提供し、自治会活動として被害防止の促進を図る。
農会長	鳥獣被害の状況を把握し報告する。 佐用町や兵庫県森林動物研究センター等が発信する鳥獣に関する情報を関係する住民や農家に提供する。
光都農林振興事務所 (森林動物指導員)	県研究機関との技術支援の調整、鳥獣被害防止対策、森林整備、生息地管理手法の適切な指導や支援を行う。
光都農業改良 普及センター	鳥獣被害防止対策（営農管理面から）における適切な助言や指導を行う。
兵庫県森林動物 研究センター	鳥獣の個体数の把握・情報提供を行うとともに、効果的な鳥獣対策について指導や支援を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐用警察署	住民の安全確保を行う。
兵庫西農業協同組合	鳥獣被害に関する情報提供と鳥獣被害防止対策における助言や指導を行う。
佐用郡森林組合	森林や鳥獣に関する情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置（平成24年11月設置）

- ・実施隊員は町職員、佐用郡猟友会の会員、農業者より選出し構成する。
(10名)

佐用町鳥獣被害対策実施隊の活動内容

- ・被害対策防止計画の実施に取り組むため、関係機関と連携を密にする。
- ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。
- ・鳥獣被害防止のための被害防除施設の維持管理について助言を行う。
- ・追い払い活動

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町と連携し、鳥獣被害防止対策の研究を行う。また、外来生物捕獲等様々な補助制度を活用しながら、捕獲体制を整える。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

確実に被害を軽減させるため、防護、捕獲、環境整備を基本に対策を進め、国、県、町、地元集落が密に連携し被害対策に取り組む。